

◎新潟県告示第668号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 室町産業株式会社 代表取締役 笹口 諒
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市西区五十嵐2の町8602番地6号
- 4 許可番号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 解体工事業に関する営業（但し、公共工事に関するものを除く。）
 - (2) 停止を命ずる期間 令和3年5月25日から令和3年5月27日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実
室町産業株式会社が令和2年12月5日に請け負った、旧ジャスコ五泉店解体工事において、必要な建設業許可を受けずに工事に着手していた。また、このことを理由とし、工事の完了を待つことなく、令和3年3月14日に下請契約を解除されており、契約不履行にあたる。
このことが建設業法第28条第2項第2号に該当する。